

司法に国民の風を吹かせよう

Part 21

— 国と加害企業の責任を明確にしよう —

と き 2012年4月28日(土) 午後1時～5時

ところ プラザF (主婦会館) 7階「カトレア」

主 催 「司法に国民の風を吹かせよう」実行委員会

プログラム

司 会 山 浦 康 明

開会のあいさつ

清 水 鳩 子

第 1 部

「歴史にそむく反動判決にどう立ち向かうか」

阿 部 哲 二 （全国公害弁護団連絡会議）

「首都圏アスベストの闘いと今後の展望」

阪 田 勝 彦 （首都圏アスベスト弁護団）

第 2 部

講演「原発問題と国・企業の責任」

講師 馬 奈 木 昭 雄 （全国公害弁護団連絡会議）

< 質疑応答 >

特別報告

東 電 原 発 問 題 に 関 連 し て

（その 1） 「原発事故と東電・国の責任」

中瀬奈都子・馬奈木厳太郎（福島原発被害者弁護団）

（その 2） 「原発事故と電力料金の値上げ」

飛田恵理子（東京都地域婦人団体連盟）

（その 3） 「放射能汚染と食の安全」

真 下 俊 樹 （日本消費者連盟）

（その 4） 「原発立地とゆがめられた『環境行政』」

小池信太郎（公害地球環境問題懇談会）

< 意見交換，経験交流 >

まとめ

篠 原 義 仁

閉 会

寺田かつ子

も く じ

第 1 部

「歴史にそむく反動判決にどう立ち向かうか」

阿 部 哲 二 （全国公害弁護団連絡会議） 1

「首都圏アスベストの闘いと今後の展望」

阪 田 勝 彦 （首都圏アスベスト弁護団） 4

第 2 部

講演「原発問題と国・企業の責任」

講師 馬 奈 木 昭 雄 （全国公害弁護団連絡会議） 11

第 3 部 東電原発問題に関連して

（その 1） 「原発事故と東電・国の責任」

中瀬奈都子・馬奈木厳太郎（福島原発被害者弁護団） 23

（その 2） 「原発事故と電力料金の値上げ」

飛 田 恵 理 子 （東京都地域婦人団体連盟） 25

（その 3） 「放射能汚染と食の安全」

真 下 俊 樹 （日本消費者連盟） 31

（その 4） 「原発立地とゆがめられた『環境行政』」

小 池 信 太 郎 （公害地球環境問題懇談会） 37

< 資 料 > 「風の会」のあゆみ 42

泉南アスベスト事件、薬害イレッサ事件
にみる裁判所の行政に対する姿勢

2012、4、28

弁 護 士 阿 部 哲 二

1、泉南アスベスト大阪高裁判決

① 1陣地裁判決 2010. 5. 19

国の責任を認める

② 1陣高裁判決 2011. 8. 25

- ・国の責任を否定
- ・産業の発展のためには生命健康の犠牲は已むを得ない
- ・事業者の責任、労働者がマスク

高裁段階の審理

- ・国の証人申請を却下
- ・現地検証、原告本人尋問の実施

2、薬害イレッサ東京高裁判決

① 大阪地裁判決 2011. 2. 25・・・企業責任を認める

東京地裁判決 2011. 3. 23・・・企業と国の責任を認める

② 東京高裁判決 2011. 11. 15

企業・国の責任を全て否定

- ・薬との因果関係が疑われる症例がある場合に行政がこれに対応するのは合理的だが、疑い症例を対象に国、企業に違法があったかまで判断する必要なし、
- ・医療現場に責任転嫁・・・添付文書に副作用情報を書けば医師は分かるはず
- ・2回で結審、結審から判決まで20日

3、判例 タイムズの特集

2011. 12月号、2012、1月号

「国を当事者とする訴訟における法律問題」

訴訟検事が執筆

- ・「・・・被害者救済の視点に力点を置くと、事前規制型社会への回帰と大きな政府を求める方向につながりやすい。それが現時点における国民意識や財政事情から妥当なのか否かといった大きな問題が背景にあることにも留意する必要がある。」
- ・ 泉南アスベスト
- ・ 薬害イレッサ
- ・ 首都圏アスベスト

4、この流れをどうみるか

① 司法消極主義

- ・ 行政に大きな裁量、権限×国民の人権
- ・ 違憲立法審査権
- ・ 原発訴訟・・・・・・専門技術的、国の電力政策、産業政策

② 新自由主義

- ・ 自己責任・・・・・・泉南アスベスト・・・・・・労働者
薬害イレッサ・・・・・・患者
- ・ 原発被害・・・・・・自主避難・・・・・・自己責任
避難地域解除

③ 泉南アスベスト大阪高裁 → 薬害イレッサ東京高裁 → 判例タイムズ

5、踏みとどまった泉南アスベスト2陣大阪地裁判決

- ・ 産業発展のためでも生命健康が犠牲となってはならない
- ・ 国の責任・・・・損害額の3割に限定

6. 反撃の取り組み

① 5, 25 薬害イレッサ大阪高裁判決で勝利

6月8日上告期限・・・6月5, 6日公害総行動

東京高裁の誤りを明らかにし、大阪高裁にしたがった解決を

東京と大阪のねじれを正しく解消

② 判例タイムズへの申し入れ

研究者の協力、意見書の提出

③ 不当判決を許さない世論

④ 薬害、公害、原発被害の闘いの連携

以上

建設アスベスト訴訟横浜地裁 報告

2012. 4. 28
神奈川弁護士
事務局長 阪田勝

訴訟の概要

提訴日

- ＊ 第1次訴訟 2008年6月30日 40名
- ＊ 第2次訴訟 2010年4月23日 36名
- ＊ 一人 3850万円 (3500 + 350)

原告の罹患する疾患

石綿関連疾患

疾患名	第1次訴訟		第2次訴訟	
	人数	割合	人数	割合
肺ガン	16	40.0%	23	63.9%
中皮腫	4	10.0%	3	8.3%
びまん性胸膜肥厚	2	5.0%	0	
良性石綿胸水	0	0.0%	0	
石綿肺	18	45.0%	10	27.8%
	40		36	

石綿関連疾患

- ＊ ①中皮腫
- ＊ ②肺がん
- ＊ ③石綿肺 (※救済法 著しい呼吸機能障害を伴うもの)
- ＊ ④びまん性胸膜肥厚(※救済法 著しい呼吸機能障害を伴うもの)
- ＊ ⑤良性石綿胸水
- ＊ *
- ＊ ⑥喉頭がん*
- ＊ ⑦卵巣がん
- ＊ *IARCは、アスベスト曝露が喉頭がん、卵巣がんとなることを新たに発表した (2009年6月28日毎日新聞・喉頭がんにつき国立がんセンターHP)
- ＊

甲E号証14-1-2 写真1 1990



甲E号証14-1-2 写真2 1993



甲E号証14-1-2 写真3 1994



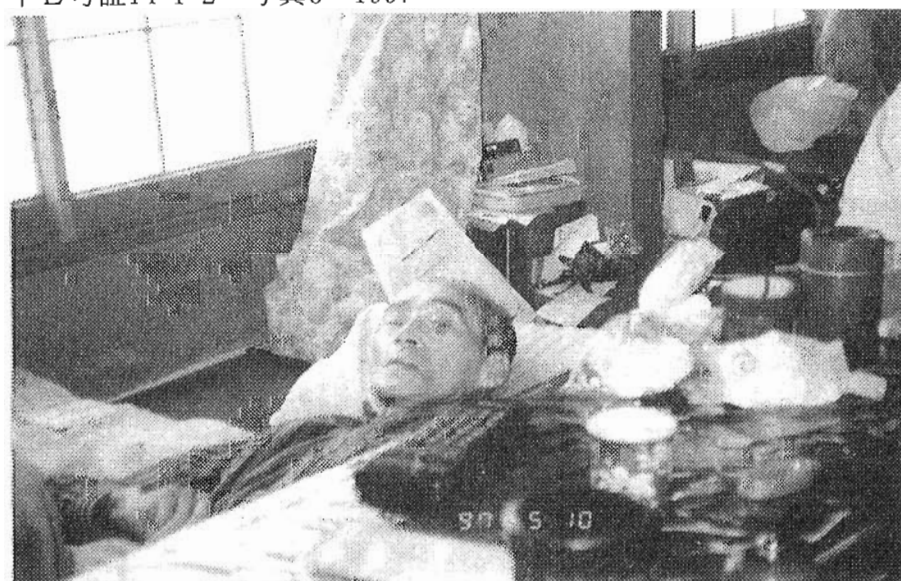
甲E号証14-1-2 写真4 1996



甲E号証14-1-2 写真5 1996



甲E号証14-1-2 写真6 1997



甲E号証58-1-2-2(1996年)



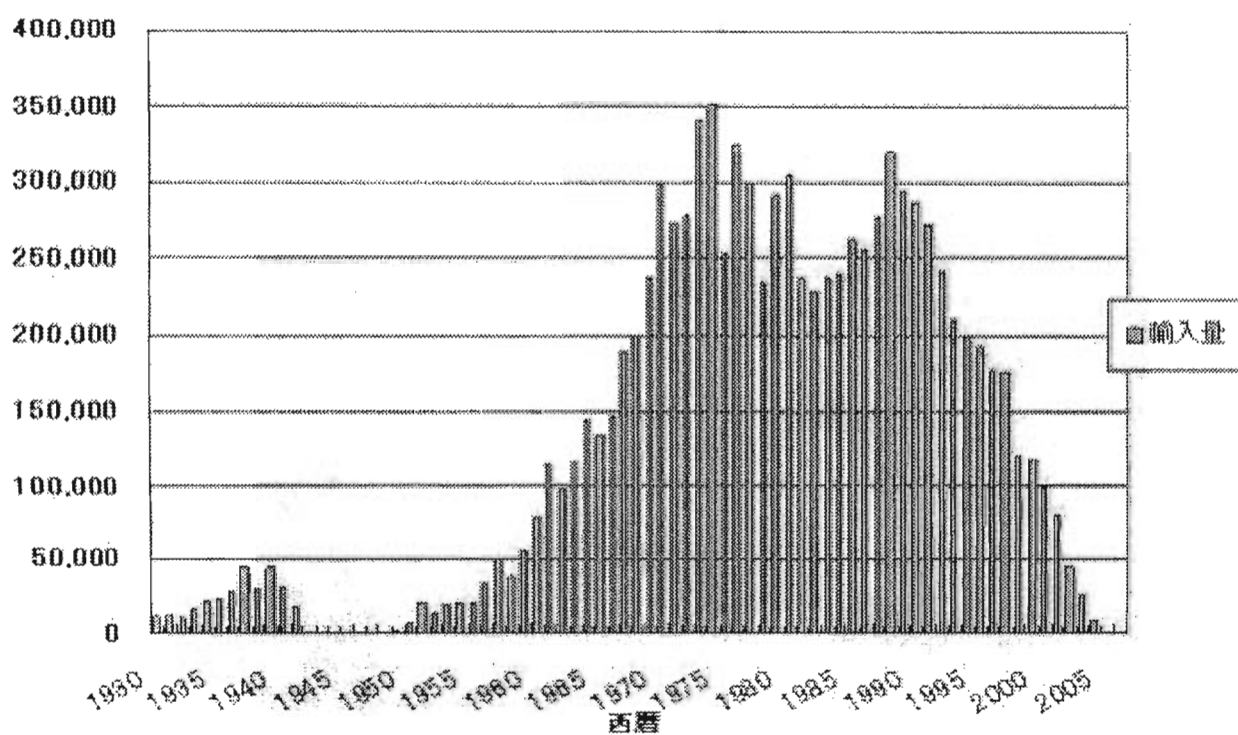


1 最大の被害者による訴訟

- * ほぼ全量輸入
- * 建材が9割
- * 使用期間の長さと2つのピーク

単位 (t)

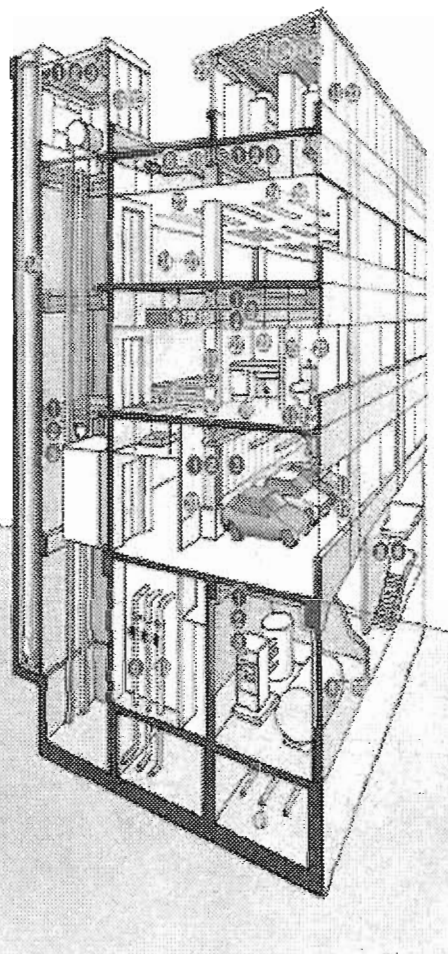
日本におけるアスベストの輸入量



アスベスト含有建材の使用部位例

〈図・8道〉

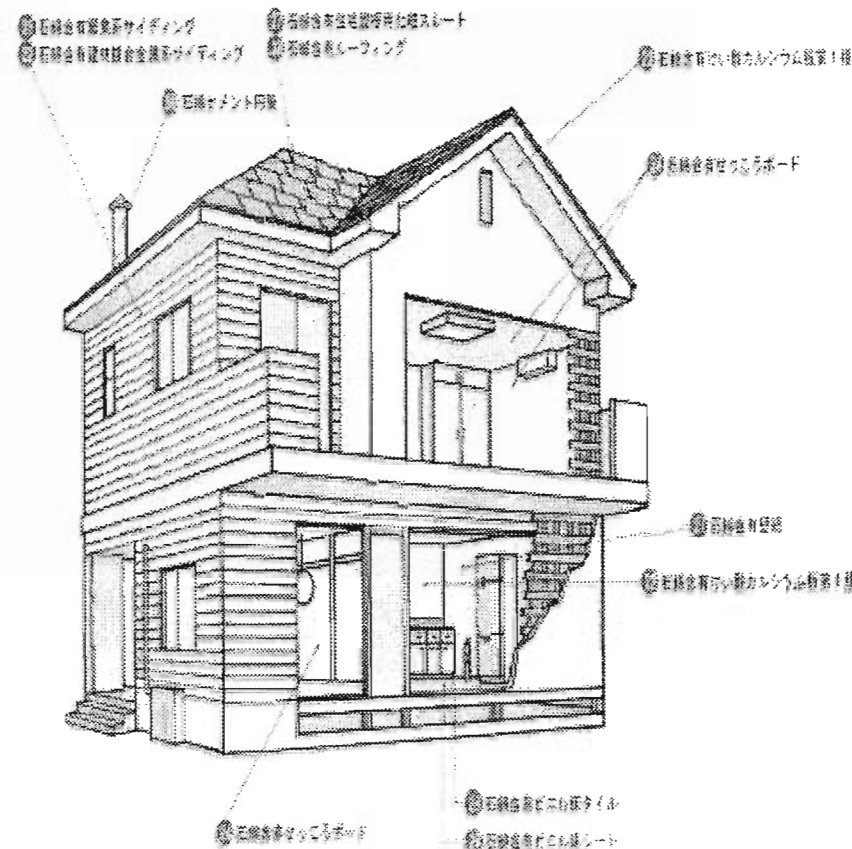
- ① 鉄骨は素地……………P12
- ② 石綿含有板付ロックウール……………P14
- ③ 密着石綿含有板付……………P15
- ④ 石綿含有板付
パネキウライト……………P16
- ⑤ 石綿含有板付パネキウライト……………P17
- ⑥ 石綿含有板付イソラシ保護材……………P18
- ⑦ 石綿含有
けい酸カルシウム保護材……………P18
- ⑧ 石綿含有
パネキウライト保護材……………P18
- ⑨ 石綿含有パネキウライト保護材……………P18
- ⑩ 石綿含有……………P18
- ⑪ 石綿含有①層
カルシウム板第2層……………P20
- ⑫ 石綿含有耐火板……………P21
- ⑬ 屋根用石綿含有材……………P22
- ⑭ 保冷用石綿含有材……………P22
- ⑮ 石綿含有スレートボード・
フレキシブル板……………P24、27
- ⑯ 石綿含有スレートボード・
平板……………P24
- ⑰ 石綿含有スレートボード・
板付……………P24
- ⑱ 石綿含有スレートボード・
板付フレキシブル板……………P24
- ⑲ 石綿含有スレートボード・
その他……………P24
- ⑳ 石綿含有
スラジゼンボード……………P25
- ㉑ 石綿含有
バルブセメント……………P25



アスベスト含有建材の使用部位例

〈図・住宅〉

- ① 石綿含有①層
カルシウム板第1層……………P20、21、25
- ② 石綿含有
ロックウール保温材……………P21
- ③ 石綿含有セッコウボード……………P21
- ④ 石綿含有パネキウライト……………P21
- ⑤ 石綿含有その他パネル……………P25
- ⑥ 石綿含有壁紙……………P25
- ⑦ 石綿含有ビニル板……………P25
- ⑧ 石綿含有ビニル板シート……………P25
- ⑨ 石綿含有ワットボード……………P25
- ⑩ 石綿含有断熱系サイディング……………P26
- ⑪ 石綿含有
断熱系断熱系サイディング……………P27
- ⑫ 石綿含有断熱系セメント板……………P26
- ⑬ 石綿含有
スレート瓦・大瓦……………P27
- ⑭ 石綿含有
スレート瓦・小瓦……………P27
- ⑮ 石綿含有
スレート瓦・その他……………P27
- ⑯ 石綿含有
付石綿断熱系スレート……………P28
- ⑰ 石綿含有ルーフィング……………P28
- ⑱ 石綿セメント内蔵……………P28
- ㉑ 石綿セメント……………P28



2 政策形成訴訟

- ・ 国と主要製造企業相手の政策形成訴訟

- ・ 現在進行形の公害

石綿関連疾患の潜伏期間 10～50年

使用時のピーク

1970年 1990年 2020年（解体時） 2040年（解体時）

村山試算

阪神淡路大震災・東日本大震災による石綿飛散状況

天皇発言

- ・ 2 石綿健康被害救済法（＋労災）の問題。

死亡給付 280+19.9＝約300万円

理由 「因果関係を前提としない」

→ 抜本的解決のための訴訟の必要性

国の責任

- ・ 泉南アスベスト訴訟

＝国の規制権限不行使

2 陣地裁＝局所排気装置の設置義務づけ

- ・ 泉南との違い

1 屋内作業の限定なし

2 間接曝露

3 作為責任追及の余地

→ 製造使用禁止と作為責任

製造販売企業の責任

1 製造使用禁止義務違反

H7以降、PL法

2 警告義務違反

労安衛法57<民法<PL

3 製造販売企業44社の共同不法行為

「到達」問題

薬害における投薬証明相当のものなし

理論対立 潮見 v 吉村

訴訟の経過概要

- 1 第一回期日まで半年
「なぜこんな大変な事件を私のところへ」
- 2 結審時までに14名（横浜地裁のみ）が死亡
- 3 証拠保全による原告本人尋問の先行
- 4 専門家証人（車谷、村山証人）尋問
- 5 裁判長の長期赴任
「この事件は私が書きます」
- 6 泉南高裁ショック
- 7 北海道 2011/4/25 京都 2011/6/3
大阪 2011/7/13 九州 2011/10/5
全国6地裁 原告合計 446人（患者ベース）に展開。
- 8 国による同意なき労災資料の開示
- 9 結審 5/25判決

公害闘争の成果を原発闘争へ

馬奈木昭雄

1、 水俣病訴訟の教訓

別紙1「たたかい続けるということ」65回を参照して下さい。

2、 被害回復の解決問題点

水俣病一次訴訟判決について裁判官による判例時報解説は次の通り指摘している。

「四、この判決によって、裁判所に提訴していた熊本水俣病患者についての補償問題は一応の解決がつくことになるかも知れないが、それで熊本水俣病についてのすべての問題が解決するわけではなく、さきに述べた他派の患者の補償問題のみならず、その外に、潜在的患者に対する調査対策、患者に対する治療方法の研究、水俣湾に対する汚染除去による自然の回復など、今後に多くの重大な課題が残されており、確かに本判決の被害者救済に果たした役割は充分評価されうるというものの公害発生後の裁判による公害被害者の救済および公害防止の効果にはおのずからの限界のあることを痛感させられる。真の被害者の救済のためにはまず、公害を未然に防止しなければならないところからすると、公害防止のための強力な立法行政施策の必要なことは勿論のこと、裁判による救済についても、公害防止のための差止請求訴訟が認められることを要し、四大公害訴訟の終結を機に、今後はこれらの理論およびこれらの救済をより実効あらしめるための環境権理論の整備と進展が期待されることである。」

この指摘は、残念なことに40年経過した現時点でも正しく、福島原発の解決についても適切である。

3、 原因及び被害の隠ぺい、究明の妨害

国と加害企業は重大事故について、常にその原因を隠ぺいし、究明を妨害する。当然のこととして、その被害についてもまた同様である。

さらに注意すべきなのは事故を引き起こした原因と、その結果としての被害の間に、被害が拡大していく途中の経過が存しているということである。

被害は瞬時に発生したものだけではなく、長期にわたって引き起こされていくものである。また一つの被害発生が互いに複雑に絡み合って、さらに新たな被害を生じていくのである。

従って、原因を隠ぺいし、究明を妨害することによって、被害防止対

策が不十分にしか行われず、また対策が遅れることによって、時間の経過と共に被害はますます拡大し、増大していくことになる。

水俣の50年はその実例であり、福島原発でも現在被害発生は拡大し、より広範囲に進行しているのである。

- 4、 被害の実態とその被害を生み出したものへの徹底した追及が必要である。

私たちのたたかいは、それを妨害し隠ぺいするものとのたたかいである。

そのことは、裁判の判決によって得られるのではない。国（官僚）は、たとえ最高裁判決であっても従わない（関西水俣病最高裁判決後のたたかいで明らかである）。

国民の声、世論の支持を得た被害者自身のたたかいによって、勝ち取られるものだと考える。

水俣病、川辺川、諫早のたたかいは、そのことを勝ち取っていく実例だと考えている。

力を持たない正義は実現できない、力を持った正義（世論の支持を勝ち得た正義）が実現できる。

裁判はそれを構築する「ひとつの場」である。当然それ以上の国民的運動の展開が必要である。

別紙2を参照されたい。

- 5、 全国で原発をなくせの声をあげよう。

憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べている。

まさに戦争を起こすのは「政府の行為」であり、それを止めさせるのは「国民主権」国民の声である。原発は存在するだけで「悪」であり、重大な被害をもたらす。このことは上記の憲法前文の「戦争」を「原発」と置きかえることで良く理解できる。

私たちは九州の原発、玄海原発と川内原発の操業差止を求め、国家権力にたたかいを挑むことにした。この訴訟では福島原発事故のもたらした被害とその原因を徹底して明らかにすることによって、日本中にそのたたかいを広め強めていきたい。

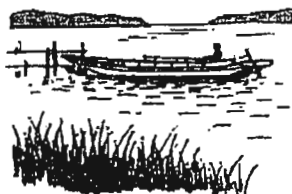
憲法9条と共に、原発をなくす声を世界に伝えていきたいと願っている。

別紙3及び添付「安全神話・成長神話がもたらした福島原発事故」を参照していただきたい。

“シャブ漬け”
禁断症状

筑水研

会報 No. 308



発行日 / 2012年2月6日
 発行所 / 〒839-0861
 久留米市舎川町2190-3
 久留米市公営企業労働組合内
 〒830-8527
 HP <http://www5.ocn.ne.jp/~tikusui>
 筑後川水問題研究会

【筑水研第34回総会記念講演】

安全神話・成長神話がもたらした福島原発事故

— 水俣・諫早の教訓からこれからの日本を考える —

弁護士 馬奈木 昭雄（筑水研・副会長）

1. 安全神話は原発だけではない

マスコミは今回の福島原発事故について、いわゆる「大本営発表」をそのまま垂れ流しています。あまりのひどさにビックリですが、その中でも「原発は安全である」というのは神話だと多くの人は気付くようになっていきます。しかし、私たち公害問題にかかわってきた弁護士からみると、「安全神話」は原発事故に始まったものではありません。

これまで話題になった大きな事故は、間違いなくいずれも「安全神話」にまみれたものでした。その代表的・典型的事例は水俣病です。いま、「事故」と言いましたが、私は殺人行為だと思っています。今回の原発事故で「想定外」という言葉がはやっていますが、本当に「想定外」なのか？そうではありません。実際は、想定される問題を見ないこと、目をつぶって見ないふりをしてきただけです。

私は弁護士として出発した時から水俣病にかかわりましたが、最初、チッソの言い分におどろきました。チッソの言い分は「国の基準に従ってきたから、安全で問題はない」というのです。国の基準とは二つあります。一つは、施設の構造と管理・運営の基準に従っているということです。もう一つは、有害物質の排出は基準内だから安全だということです。チッソが垂れ流した水は、「飲料水の基準にも違反していない」とさえ主張したのです。

別の事例では、「カネミ事件」があります。若い人には記憶にないかもしれませんが、カネミ倉庫という会社が「米ぬか」から油を抽出し、これを「ライス・オイル」として販売しました。健康にもよいということで、西日本地域一円に売られました。この製造工程で加熱媒体として有機塩素剤のPCBが使用され、これが製品に紛れ込んだのです。有機塩素剤は元来、第1次大戦中にドイツで毒ガス材料として開発されたものです。戦争の武器として開発された有機塩素剤は、その後、殺虫剤などにも使われましたが猛毒物質です。チッソの技術も、原子力発電（もとば原爆として開発し、原子力潜水艦の動力）も、戦争のために開発されたものだという共通点があります。

日本では「カネミ事件」の後、PCBは食品製造だけでなく、すべての分野で使用禁止となりました。早くから危険物質だとわかっていたから、政府も使用禁止にしたのですが、いま、PCBは回収されて各地に保管されています。回収したPCBをどのように処理するかわかりませんが、やがて「適当」に処理するでしょう。今回の原発事故でもPCBの保管問題と同じことが始まっています。放射性物質で汚染された土を削り取るなどの除染が行われていますが、土

(2)

を運ぶ場所は決まっています。たとえ、東京電力の土地を強制的に取り上げて、そこに積み上げて、ただ積み上げるだけです。その後の処理はだれも分かりません。やったことはないのです。こんなことは原発に始まったことではありません。水俣病の昔から、カネミ油症事件を通して同じことです。

大きな事件の場合、国の法律や基準違反によって大きな被害が出れば一発で止まります。問題は、「基準違反・操業違反ではない」時に止まらないのです。これが問題です。水俣病の場合も昭和31(1956)年に分かってから、チッソの設備が止まったのは昭和43(1968)年です。しかも、操業を止めたのは国ではありません。もうこれ以上操業しても引き合わなくなったからです。この時代には製造方法が、カーバイド電解＝電気化学から石油化学に転換されていて、日本中からアセトアルデヒド工場は一つもなくなっていたのです。チッソにとってこの装置の停止は痛くもかゆくもなかったのです。国内の製造方法の転換が完了したことを受けて、この年の10月、国は水俣病の原因はチッソの排水にかかわる有機水銀だと認め、新潟水俣病も昭和電工の排水の有機水銀と認めたのです。

さらに驚くことに、昭和45年1月に水俣病弁護団がチッソを訪問した時、問題のアセトアルデヒド装置の写真を撮ろうとしたら、「企業秘密だから撮影禁止」というのです。すでに廃棄の決まった装置に秘密はないだろうと迫ったら、「この装置は丸ごと東南アジアに輸出が決まっているから駄目だ」というのです。国内で老朽化して引き合わなくなった「問題の設備」を輸出した事例は、ほかにもあります。私は、決して「昔話」をしているわけではありません。いま、東京電力福島原発の事故にもかかわらず、原発プラントの輸出を政府・財界を挙げて推進しようとしているではありませんか。ここにも、「いま初めて」ではない事実注意到おく必要があります。

2. 問題を引き起こしたのは技術なのか

次に考えたいのは技術の問題です。水俣病を生み出したのは、チッソの技術が非常に偏ったもの、人命無視の技術だったからだ・・・という主張があります。本当に技術の悪さが被害を引き起こしたのか考えてみましょう。

戦前のチッソは「技術のチッソ」と称されるくらい、日本の化学工業の中で最高峰の技術を誇っていました。当時、東大の応用化学の主席卒業生は、チッソに就職するのが当然視されたほどです。水俣病で私が証人尋問した西田工場長もその代表です。

チッソの優れた技術と言われるものの中身は何か。チッソの創業者・野口遵(シタガウ)は海軍と組んで、海軍の秘密特許を取得します。とりわけ人造石油の製造技術が重要です。それは戦後のチッソのドル箱技術になります。アセトアルデヒドから塩化ビニールや酢酸ビニールへと展開した技術です。そして今日では液晶技術、その90%以上をチッソが独占しています。世間では、チッソは倒産寸前で国によって支えられる企業のように思われているかもしれませんが、大儲けしている企業です。

それはともかく、戦前チッソが大きく発展するのは、アンモニア合成において空中窒素固定法という技術の導入に成功したことです。チッソは肥料会社ですから原料には硝酸を使って肥料＝硝酸アンモニウム(硝安)を生産しますが、本来、硝酸は火薬の原料であります。まさに、民間技術のように見えるチッソの技術は、軍事技術と一体であり、戦前のチッソは重要な軍需工場でもあったのです。当時のチッソの工場には憲兵が常駐していたと言われています。問題はそこからです。

「水俣病を引き起こしたのは、チッソの技術だ。軍需技術を根底とした安全性と人命をを無視した利益重視の技術だからだ」という議論が、一部の科学史研究者やチッソの労働者から主

張されています。しかし、私たちはそれは間違っていると考えます。端的に言って、チッソの技術と言うなら新潟水俣病はなぜ起きたか？チッソの技術を「アセトアルデヒド製造技術」と言い換えても同じです。水俣病はカナダの化学工場でも起きていますし、日本では1970年代に化学工業・ソーダ産業で多発し、第3の水俣病と言われて日本中がパニックになったことがありました。確かに人命無視の技術の問題はありますが、それは本質的原因ではなく、根本は日本政府に支えられた独占大企業が住民の命を無視して儲けのために突っ走ったことが原因だと、私たちは考えます。それは水俣病に限らず、大きな時代の転換となるような時期に起きた問題だと思います。例えば、水俣病の責任はいつから認められたのか？ 私たちは昭和31年からと考えますが、最高裁の判決は昭和35（1960）年です。この年、筑豊じん肺の裁判でも国の責任を認めました。

この1960年は安保闘争、三池闘争の年です。エネルギー源が石炭から石油に大転換する年、四日市石油コンビナートが動き出した年です。チッソは石油化学への転換が遅れ、第1次の石油化学コンビナート建設には参加できなかったため、遅れを取り戻し利益確保のために、むちゃくちゃな操業が行われたのが昭和31-34年でした。水俣病がひどく広範に発生するようになったこの時期、技術問題を水俣病の発生原因の根幹としないのはこのような企業と国家の政策の密着性があるからです。ちなみに、チッソが石油化学コンビナートに進出したのは昭和37（1962）年、千葉県五井地区のコンビナートでした。

チッソの技術と水俣病について話しましたが、化学工業だから発生した問題ではありません。原発でも同じ問題が起きていました。1970年「人類の進歩と調和」をテーマに掲げた大阪万博が開かれましたが、関西電力はこの万博に間に合わせようと、美浜原発1号機の突貫工事をしました。完成して万歳を唱えて操業に入ったのはよいが、放射能がバンバン漏れたと当時の担当技術者は漏らしています。これも原発だからとか、突貫工事で無理したからとかの問題ではありません。原発の持つ本質的問題点を考えなければなりません。

いま、私たちは、九州電力玄海原子力発電所を再稼働させない訴訟を起こそうとしています。この問題についても私は、「1号炉は設置以来30年を超えた老朽設備だから問題だ」とか、「3号機のプルサーマル燃料が問題だ」と言った技術論に入り込んでしまっただめだと考えています。小手先の技術にこだわらず、本質をとらえて考えないと「魔炉」に持ち込むのは難しいでしょう。

水俣病の場合も、新潟水俣病ではどの物質が病気にかかる原因かについて、徹底して技術論で詰めていった。しかし、チッソ水俣を相手にした私たちの裁判では、チッソの排水問題、いわゆる「汚悪水」を問題にしました。排水中のどの物質が原因だとかいう問題には深入りしませんでした。裁判の現場検証では、西田工場長を魚の入った「いけす」を付けた漁船に乗せて、水俣湾の沖合から工場の排水門に向かって入ってきますと、一挙に水が濁って魚がバタバタと死に始めます。西田工場長は魚が死んだことはわかるが、どのような物質と関連しているかは分からないから、水俣工場には責任がないと主張しました。しかし、排水中のどの物質かは分からなくても、「汚悪水」に出会うと魚が死んでしまうことは明瞭でした。原因は「汚悪水」で十分だと主張しましたが、その主張が通ったのです。

3. 利権構造の変化について

だとすれば、原発の場合も問われることの本質は何か、どこに問題があるかです。

東京電力はじめ電力会社は、日本の大独占企業です。電力料金だって勝手に決めて、使用者に押し付けます。料金は国の認可が必要だと言っても、その決定に市民がかかわる仕組みはなく、申し出通りの決定が行われます。また、各地域ブロック財界のトップに座るのは電力会社

(4)

のトップです。しかし、福島事故をきっかけに変化が感じられます。東電は企業として債務超過の「破たん状態」です。これまで九電は九州財界のトップに座ってきましたが、今回は交代があるようです。どうやら権力構造・利権構造の変動が始まったように感じます。

これに関連して、諫早干拓の開門問題について考えましょう。何が問題か？

政官財のトライアングルによってすすめられた諫早湾干拓事業は、ゼネコンなどの大儲けで終了しています。私たちは事業の終了を確認したうえで、有明海の再生を提案しています。再生させるには何らかの事業が必要です。農水省は何を思ったのか、開門のためには1000億円の事業が必要だと言いだしています。そんな巨大な金額はともかく、再生事業は必要だから、「ゼネコンだってもう一度儲かる話ではないか」と干拓事業などを担当した業者に働きかけています。すると業者は、「あなた達はわかってないね」と言います。「諫早干拓を造る業者と、再生のためにこわす業者は別々なんだ」ということ、つまり再生事業は利権構造が全く変わること、それを理解しないと問題解決しないよ！・・・というアドバイスだったのです。

さらに関連して「環境問題は竹下さん（元総理）」という話があります。何のことかと驚くのですが、田中角栄元総理がいわゆる旧型の公共事業で利権を荒らしまわった。その結果、環境破壊などの多くの問題が起きた時、田中角栄さんの子分の竹下さんは、環境事業派ゼネコンを抱え込んで新たな「環境再生事業」を起こして、利権構造の転換を図ったのです。もちろん、これは自民党政権という枠の中での利権構造・権力構造の変化です。いまの民主党政権内には主に3つの要素があることも見ておくべきです。一つは、環境を文字通り重視する派閥、二つ目は、田中角栄型の古い公共事業の重視派閥、そしていわゆる環境事業重視の派閥です。

お聞きになって、何の話かと思われるでしょうが、いま日本を支配している利権構造・権力構造を根本的に変える道筋を明らかにしないでは、原発問題の解決に展望が開けないということです。そんな雲をつかむよう話しをしても仕方ないと言われるかもしれませんが、利権構造の転換はできるし、現にやってきたことについて話を進めましょう。

まず、官僚支配についてです。水俣病1次訴訟に勝って国と交渉した時です。勝訴した認定患者はごく少数で、背後にたくさんの未認定患者があるから、早急に未認定患者の認定を速めてほしいと訴えました。時の環境庁長官は三木武夫さんでした。三木さんは我々の話を聞いて同調され「やろう！わかった！」と言って退席されました。ところが後に残った課長・課長がですよ！「あれは政治家・三木の発言で、環境庁長官の発言ではありません。環境庁はそんな方針をもちませんから、あんな約束は実行できません」と。一課長が平然と言いつちました。そして恐ろしいことに、課長の発言が実行されて、三木さんの約束は実行されませんでした。

同じことが諫早干拓をめぐるでも起きています。2010年5月末ごろ、時の赤松農林水産大臣は開門実行の腹を決めて諫早に来る予定でしたが、突然、口蹄疫問題が起きて宮崎に行ってしまった、諫早にはついに来ませんでした。それからまもなく辞任して、その後の農水大臣は腰砕けで官僚の言うなりになっています。いまの大臣に至っては全くわけがわからなくなっています。

4. 基準値をどのようにみるか

いま、原発を本当に止めたいというときの考え方は何か・・・この問題に戻りましょう。ここでも水俣病の教訓に立ち返る必要があります。つまり、国の基準を守っていればよいというのは、まったくの“嘘っ八”だったことです。今回の原発事故が起きて「国の基準はあるか」と言えば、「ありませんでした。急いで作ります」と言って出てきた基準は文字どおり朝令暮改です。次々に基準値が変わるではありませんか。私は講演の都度、事態が厳しくなった時「これまでの緩い基準は間違いでした」として、基準は厳しくなるのが当たり前だと話してきました。ところが原発事故では反対にどんどん基準が緩んでいます。チェルノブイリの食品基準に比べ

て、いまの日本の基準は2ケタも緩いものです。これについて今朝のテレビに出た学者＝御用学か？は、「チェルノブイリは現行基準だから2ケタ下回っていてもよいのだ。事故は20余年前に起きたもので、チェルノブイリでも事故当時はこの基準では収まらなかった。日本ではいま事故が起きているから、政府の基準でやむを得ないのだ」と解説していました。私は到底納得できません。と言うよりも「基準を守れば安全だ」というのが、いかにいい加減なことかをこの事実は物語っています。

基準の考え方についてももう少し考えてみます。基準値に用いられる単位を見ると、ミリから始まります。ミリは千分の1、マイクロ＝百万分の1、ナノ＝10億分の1、ピコ＝1兆分の1。今回の事故の放射能漏れの報道では、テラ・ベクレルという単位も出ました。テラは逆に1兆倍ですから、とんでもない大量の放射能が飛び出しているのです。

放射能の被曝の単位では、人は年間1ミリ・シーベルトを限界値とし、原発施設に入って作業する人たちの場合、100ミリ・シーベルトを限界とする基準値があります。毒劇物法の規定では、ミリの単位は24～48時間でバツリ倒れる基準値です。マウスに食べさせれば半数が死に至る量のレベルがミリです。食物と放射能の問題を同じように議論することへの批判を承知で一つの目安として言いますが、御用学者がよく言う「現時点では直ちに被害が出ることはありません」等はとんでもないことです。一度に100ミリ・シーベルト浴びることを想定することはできません。少しずつ蓄積されて病気が発生するのです。

水俣病の場合も、危険な摂取量が一挙にマイクロレベルになりました。マイクロ単位の微量な毒物を摂取し続ける場合と、ミリ単位を一挙に摂取する場合には病像が全く違います。ミリ単位では水俣病の初期に、激痛で転げまわって死に至るような激しい病像として表れますが、マイクロ単位の毒物を長期にわたって摂取した人の病像はまったく違うのです。国は水俣病の認定を限定しようとして初期の病像にこだわり続けています。しかし、問題は長期にわたって魚介類を取り続けるときに起きる病像が問題です。

それはともかく、長期の摂食による発病の考え方の根底には閾値（イキチ＝ある系に注目する反応をおこさせるとき必要な作用の大きさ・強度の最小値・・広辞苑より／編集部注）という考え方があります。つまり、閾値以下であれば摂取しても体外に排出されるから問題ないというのです。廃棄物問題を扱うと、行政担当者などから、いわばこの「発症不能数値」をもって安全性を主張されます。百歩ゆずって、この考えが正しいとしても、毒性のある物、体に良くない物を食べ続ける人があるのでしょうか？

廃棄物問題にかかわっていると、ナノという量、すなわち10億分の1という単位がしばしば出てきます。具体的には焼却場の煙突から出る排気の規制値です。かつて日弁連が「ダイオキシンが危ない！」と警告した時、政府は「大丈夫だ」と言いましたが、数年して規制値を80ナノに設定しました。この80ナノもほんの数年後に0.1ナノに引き下げました。ともかくそれまで、安全だと言っていたものを80ナノで規制し始め、一時、10ナノの焼却炉は「最優秀の設備」と誉めたたえながら、あっという間に0.1ナノが基準値になる・・一体基準値とは何でしょうか？このような基準値にこだわり続けてよいのでしょうか。

5. 重大被害をおこす蓋然性のある企業の営利活動をどうするか

そこで再び原発問題に立ち戻って、本質的議論をしなくてはなりません。再度繰り返しますが、「玄海原発1号機は古いから危ない」という議論ではだめで、原発は本質的に危険だという議論をする必要があります。

先日、産業廃棄物問題で岡山に出かけ、運動に取り組んでいる人たちと議論したことかあります。「万一被害が起きた場合には補償しなければなりませんね」と問われて、「そうです。日本の法律はそうなっています」と答えました。「そうすると被害を賠償する能力のない企業は操

(6)

業してはいけませんよね」・「うーん？」と、私はそこで立ち止まりました。「だけど、そんなことを言うと現実には操業できませんね」と、思わずつぶやいたのですが、はたと考えなおしました。それは正しい考え方ではないか・・・と。

自分達が損害賠償もできないような操業をしておいて、事故が発生すると、「起きるとは思いませんでした。賠償はできません。賠償したら企業がつぶれます」と言う。「つぶれたら大変だから国の法律で責任を免除しましょう」と。免除しつばなしでは、さすがにあんまりだから、「国の責任」で加害企業の損害賠償の肩代わりをする。いま、東電福島原発事故で起きているのはまさにこれです。儲けはすべて「東電」、もちろんこの場合、「東電」そのものではなく関連する大企業グループのもうけという意味ですが、その産業・経済構造をそのままにして、損害は国が肩代わりする。また、企業も「応分の負担」はするが、負担する部分と大きく儲ける企業本体を切り離す・・・これはチッソ企業で、つい先ほど行われたことです。民主党はそれを認めたのです。つまり官僚が平気でいい加減なことをやる世界がこれまで続いてきたのです。官僚のやり口をたとえて言えばこうです。

交通事故が起きたとしましょう。加害者が車から降りて被害者のところにやってきて、「お前が被害者かどうかはオレが決める。どの程度の被害かもオレが決める。損害賠償額もオレが決める」と昂然と言ったら、殴り倒されて当たり前でしょう。ところがそれを堂堂とやったのが水俣病です。同じことを東京電力がいま、やろうとしています。60ページにも及ぶ損害賠償請求書を被害者に送りつけているでしょう。これによって加害者である東電が、被害者かどうか、被害があったのかどうか、被害額もどの程度か決めると言うではありませんか。「ふざけるな！」ですよ。そして、まず被害をできるだけ小さく見せる。小さく見せるために全体の検診など全くしない。そして被害の病像も限定するのです。

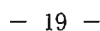
国はこの動きを支援するとしていますが、国がやるべきは早急に東電に代わって救済対策を進め、「立て替えた賠償金」は東電にしっかり請求しますよと通告すべきです。国はあくまで立替払いでして、その損害額は会社はもとより、歴代の東電役員、歴代通産大臣を徹底して追求し、個人責任を問うべきです。

次に、「じん肺訴訟」にかかわって起きている問題があります。損害賠償金を加害企業の業界全体が基金を造って積み立てようとしていることです。国にも応分の支援をしてほしいと訴えています。「基金制度」は本当に良いのか？ 基金制度は現実的対策として良い面もあります。また、被害者の早急な救済が必要であることは言うまでもありませんが、損害賠償金を業界全体として負担することだけの問題に限定すれば、被害の発生責任とその本質的対応は隠されてしまいます。それは今後も被害を出し続けるという宣言でもあるからです。

この問題でもチッソの事例があります。かつてチッソは魚の被害補償をしました。最初は昭和18（1943）年です。この時期を考えてください、戦争の真っ最中ですよ。チッソは国策会社で武器を造っている会社、その会社に「魚の被害が出たから補償せよ」と迫ったら、当時は「国賊」ですよ。だけどチッソは保証金を払ったのです。いかにひどい被害を出していたかを逆に教えてくれるようなものです。問題はその時、チッソと交わした補償契約の条文に「操業継続に文句を言わない」旨の一条が入っていました。つまり補償は操業を続けるための条件です。今回の福島もそのような問題を含んでいます。われわれはそんな契約など許してはならない。一部の弁護士からは損害補償の提訴をしようという声もありますが、正しくない考え方だと思います。

いまなおチッソでこのような問題が続いていることは、問題発生時に被害を正面から全面的に明らかにする力が我々になかった・・・これが反省点です。だから50年たった今でも被害の全体を把握できず、最後の一人まで救済するには百年かかると思っています。

われわれはスリーマイルも、チェルノブイリも知っているいま、福島原発事故の原因とその結果として起きた被害を徹底して明らかにすることです。私たちはいま、解明する力をもって



たたかい続ける



というまこと

—65—

弁護士 馬奈木 昭雄さん

「一体、なぜ水俣病はいまだに解決しないのか」と尋ねられることがあります。非難の意味もあるでしょう。私は一方で、闘い続けてきたことを誇りにしていいと思う。「最後の一人の救済まで闘いをやめていないよ」ということだからです。長い闘いから学んだ「水俣病の教訓」をまとめておきたいと思います。

第一に「国の基準を守ってるから安全だ」とは言えないということ。国の基準は、それを超えたら危険だ

水俣病の教訓とは



水俣病第1次訴訟判決後、チッソ水俣工場で行われた交渉の一場面

害者が黙らなかつた歴史なのです。三つ目は、病像は採取された濃度によって違うということ。一つの病象だから一つの病像というわけではないのです。水俣病でも急性劇症の病像と、微量の蓄積濃縮による慢性症状がある。さらに、いわゆる環境ホルモンとして働く場合の被害、病像が考えられます。私が「5次訴訟」を唱えるゆえんです。

四つ目は「認定基準を変えても物事は解決しない」。例えば感覚障害の診断では先を丸くした針で手のひらをつつく検査があります。が「これでも痛いと言わんのか」と、検診医が血が出るまで刺したという話がある。症状があるのに、診断する側が「ない」と言い張る以上、とれだけ基準を変えても認定されない。

そして最後の教訓が出てきます。「解決策を決定するのは加害者たる国ではない。被害者たる住民、公平な第三者が決める」。国が被害者を恣意的に選別し、救済内容まで決めるなんておこがましいことです。

次に、国にとっての物事の解決とは「被害者を黙らせること」だということ。だから被害者は黙ってはいけません。けんがいというのが教訓です。これを実証したのが水俣。何度も「解決」の場面がありましたが、残された被害

原因究明の妨害と、被害実態の隠蔽という歴史がこうした教訓を生み出しました。被害救済と防止対策のために重要な大前提は、発生直後から被害の実態、全貌を明らかにする努力を続けることです。原発事故で、それが再び問われている。国民が被害を受ける問題に共通することだと思えます。(聞き手 阪口由美)

西日本新聞 2011.12.30

ちびっく2011 年末コラム

この半年は、水俣病や国の対応に「かつて見 律用語で言えば「予見不 被災地とは遠い久留米に
じん肺訴訟、諺早酒干拓 た光景が同じように繰り 可能」だったと国や企業 を垂れ流す。マスコミが いて呵責を感じる一年
事業をめぐる「よみがえ 広げられている」と言っ は責任を否定した。 それに輪を掛け、大本営 でもあった。一方、公害、
れ「有明訴訟」に取り組 たことが重く胸に残る。 「海に流れれば放射性 発表に悪乗りした責任、 環境問題に取り組み全国
んできた馬奈木昭雄弁護 いろんな「光景」があ 物質は薄まる」。この報 これを見逃してはならな の弁護士たちは、原発問
る。その一つが「想定外」 道で、長年水俣病患者を い。馬奈木弁護士の指 題と正面から向き合っ



フクシマに目を凝らす

という言葉。かつて水俣 診察してきた原田正純医 摘は、何も国や加害企業 考えられることも「フクシマ」
士(久留米第一法律事務 病ではさんさん言われ 師は「腰を抜かすように ばかりではなく、今、報 に目を凝らし続けるこ
所)の聞き書きシリーズ た。工場の廃液が魚介類 びつくりした」と語って 道に携わる私たち自身に とにつながらず、教えて
の執筆に専念した。 に流れて蓄積するなん いる。「水俣の教訓を分 も向けられる。 記者としての姿勢が問 た。
その馬奈木弁護士が、 て。あんな微量なものが かっていない」と。 い直される一年であり、 (久留米総局・阪口由美)

福島第一原発事故をめく 蓄積濃縮するなんて。法 国と御用学者がタッグ

西日本 2012.3.23

(第3種郵便物認可)

現場から

「九州は人権運動の活火山である」。そういわれるのを聞いてきた。水俣病、じん肺、ハンセン病や、川辺川ダム、諫早湾干拓問題。九州を起点に国を動かしてきたこれらの裁判を一部ながらも取材し、その歴史を耳にするにつれ、この系譜をいつかじっくり記事に残したいと思ってきた。そうして実現してきたのが、数々の集団訴訟の中心に

聞き書き「たたかい続けるということ」を終えて

託された「使命」を思う

立ってきた馬奈木昭雄弁護士(70)の聞き書き「たたかい続ける」ということ」だった。

私自身が司法担当としてかわったなかで印象深かったのは

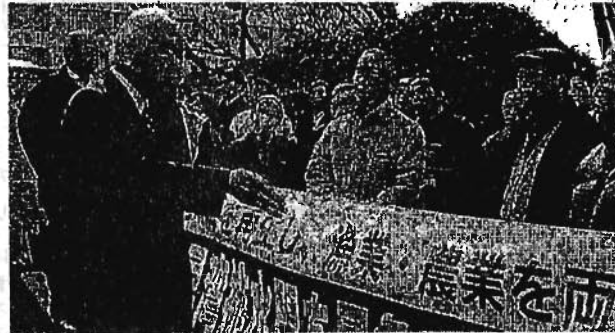


久留米総局 阪口 由美

2004年の筑豊じん肺訴訟最高裁判決。国がじん肺発生を防止しなかったという「規制権限不行使」を最高裁が初めて認めた画期的判決として報じた。それを、弁護団長だった馬奈木弁護士は「決して名譽なこと

ではない」と言った。「最高裁にいつてはならない事件だった。一番、少なくとも最高裁で決着をつけなくてはならなかった。亡くなっていた多くの被害者に申し訳ない」と。その厳しいまなざしが心に残っている。

諫早湾干拓事業の排水門開門を求めた「よみがえれ！有明訴訟」で、原告・支援者に審理内容を説明する馬奈木昭雄弁護士(手前左) =2009年12月、福岡高裁前



たちが、被害者が先頭に立って、みんなで国民に訴え、理解を得

ること。共感を呼ぶこと。自分たちの力で勝ち取ることでなんです。権利を国民の手に。率直に言ってみれば実感したことなかった「国民主権」の具体的な姿を見せてもらったようにもあった。

被害者に寄り添い、補償を求め、被害の根絶や再発防止のために何が必要か、真の解決とは何か、ということを常に問い続けた「たたかい」の歩みは、東日本大震災、それに伴う福島第一原発事故という未曾有の事態に向き合う私たちに、大切な教訓を伝えてくれた。

連戦中に紹介できなかったが、長男の駿太郎さん(36)は「昨年、弁護士になり『生業を返せ、地域を返せ』『福島原発事故被害弁護団』の事務局として奔走中。その弁護団初の合宿テーマが『水俣病の教訓を福島へ』だったという。それこそが九州の新聞社たる私たちが発信していくべき課題だと思ってる。文字通り『たたかい』は続いていく。その一端を担い、これから伝えていきたい。

論

考

27

第 後 版

2012年(平成24年)3月22日 木曜日

西日本新聞 第1版

ちし

肝に銘じた。(坂口)
いじやわらない。そう
行動しない。行動する。い
に、私は賠償を訴え
に勝てる世になるため
言った。「子どもはた
ら避難してきた母親が
涙を流した。『復興の
夢の姿に『復興』の旗
だ』と。被害者自身が
のはたかひの努力不足
を断ち切れなかった
と言った。『被害者の
ために『申し訳ない』
も被害訴訟の原告
する被害者が、その後

はせの

発生した被害者(中)
和30年代以降、全国で
がシブの。昭
被害根絶を訴えるシ
た光景を思い出した。
つら。胸を突かれ
させてしまった。か
やに抱きしめ、顔を
つた。北の雪
平利利用を許してしま
に立った。『厚力の
という女性を失った
し母や兄弟を失った
会、長崎原爆で被害
「賠償」を訴える集
久留米市で開かれた